

第三回

参第三号

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（案）

引揚同胞対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条 審議会は、会長一人及び委員二十人以内でこれを組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員十人以内を置くことができる。
- 3 会長は、厚生大臣を以て、これを充てる。
- 4 委員は、関係各省の次官、経済安定本部副長官、引揚援護庁長官及び厚生大臣の認める引揚団体の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。
- 5 臨時委員は、関係各庁の官吏及び学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理 由

引揚同胞対策審議会が所期するところを達成するためには政府側及び民間側の委員を増員すると共に、特殊問題の審議立案のためには、エキスパートを臨時委員に委嘱して、その万全を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。